



**白石市**

**教育振興**

**基本計画**

令和3年度～令和7年度

白石市教育委員会



## ① 計画の策定に当たって

### ◆ 計画策定の趣旨

本市では、平成 28（2016）年度に「白石市教育振興基本計画」を策定しています。計画では、基本理念を「高い志を持ち、時代の変化に柔軟に対応して社会を生き抜く人（市民）を育てる」とし、基本理念を具現化すべく、そのための教育を推進してきました。

この計画が令和 2（2020）年度で終了するにあたり、令和 3 年 1 月 25 日に市長より、今後 5 年間の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である「白石市教育等の振興に関する総合的な施策の大綱」が示されました。この教育大綱を受け、本市教育委員会では、中長期的視点に立った本市教育に対する考え方や事業の進め方を明らかにするため令和 3 年度を始期とする「白石市教育振興基本計画」を策定するものです。

### ◆ 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく、本市教育振興のための基本計画です。

教育基本法（抜粋）

《教育振興基本計画》

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

### ◆ 計画の期間

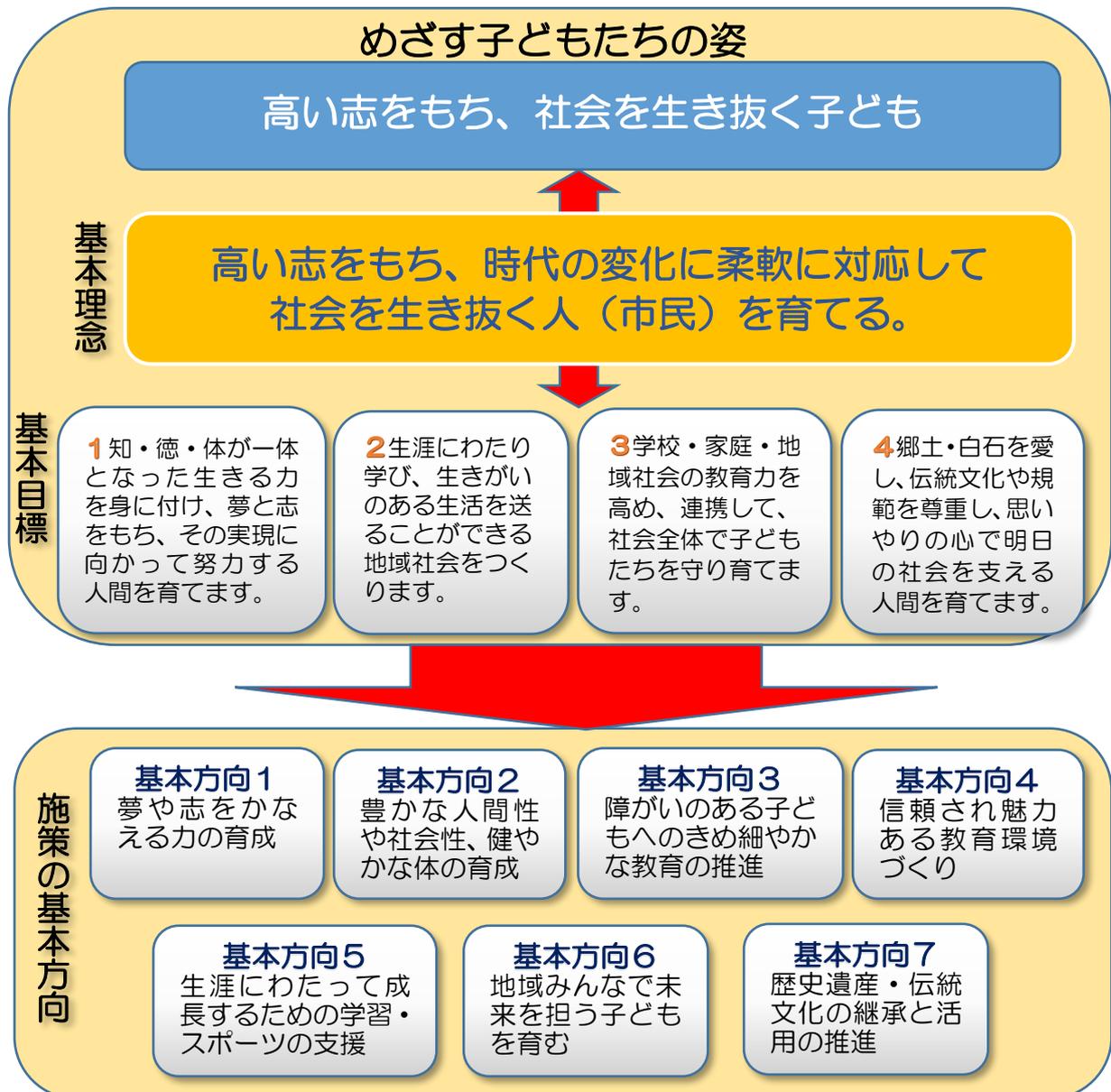
- 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間において、白石市教育委員会が取り組む重点的な施策や、教育の方向性について示しています。

## ◎ 本市教育の基本目標と施策の展開

### ◆ 本市教育の基本目標と施策の展開

急激に変化する時代の中で、一人一人の市民（児童生徒）が、自分の可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。そのためには、特に、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知・徳・体」が一体となった「生きる力」を育てていくことが不可欠です。これらを踏まえ、本市では「生きる力」を、「高い志をもち、急激に変化する時代に対応して社会を生き抜いていく力」ととらえ、この力をもった人（市民）を生涯にわたって育成することを基本理念とします。

そこで、基本理念の具現化に向けて、「めざす子どもたちの姿」を「高い志をもち、社会を生き抜く子ども」とし、4つの基本目標を掲げ、教育を推進していきます。



## 基本方向 1 夢や志をかなえる力の育成

### (1) 「夢や志をかなえる力」を身に付けた児童生徒を育成するための学力向上プロジェクトの推進

- 子どもたちが分かる喜びや楽しさを実感し、充実した学校生活を送り、一人一人が志を抱いて希望する進路を実現していくため、本市独自の学力調査を実施し、調査結果を有効に活用して授業改善を行うことで、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに創造的な思考力を育てていきます。
- 学力調査の結果等の客観的データやICTの活用等により、児童生徒一人一人の学習状況を把握することで、個別最適化した学びを実現させ、協働的な学びとの両立を図ります。
- 情報化、国際化、科学技術の高度化等の社会の変化に対応した学校教育を展開するため、宮城県教育委員会と連携して教職員の研修を充実させることにより、教職員の指導力向上を図ります。

### (2) 探究の対話（p4c）と外国語教育によるグローバルな人材の育成

- 対話を通してお互いを認め合う心や自分の言葉で自分の気持ちや考えを話す力等を育てるため、探究の対話（p4c）を生かした教育課程を編成し実施します。
- 国際化社会で活躍する人材を育成するため、文部科学省より英語特区の指定を受け、本市独自の教育課程を編成し、小学校では低学年から外国語教育（英語教育）を実施します。さらに中学校では、第1学年、第2学年において英語によるコミュニケーションに特化した学習を展開し、「生きて働く英語力」の育成を図るとともに、国際的視野をもった人づくりを進めます。

### (3) SDGsを取り入れたESD教育の推進

- 社会の多様性から生じる諸問題を解決し、SDGs（持続可能な開発目標）を達成しようとする児童生徒を育成するため、市内全校がユネスコスクール加盟校としてESD教育を推進することで、課題に主体的に取り組む力や新しい価値観や行動を生み出す力を育てます。

### (4) Society 5.0 社会で活躍する人材の育成

- Society 5.0 社会の担い手である子どもたちが、デジタル技術を活用しつつ創造力・想像力を発揮して新たな価値を生み出す力を身に付けられるよう、1人1台端末環境を有効に活用し、対面指導とオンライン教育を組み合わせた指導を充実させることで教育の質の向上を図ります。
- 端末の活用を「当たり前」のこととし、子どもたち自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備と授業デザインに努めます。その際、子どもたちがICTを適切・安全に使いこなすことができるよう、ネットリテラシー教育の強化を図ります。

### (5) 幼児教育の充実

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育を専門とする大学と連携し、エビデンス（科学的根拠）に基づいた教育を実践することで、子どもたちの豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度の育成を図ります。

## 基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

### (1) 自分のよりよい生き方や社会とのつながりを考えさせる志教育の実践

- 家庭・地域・関係機関と連携した取組をとおして、社会性や勤労観を養いながら、発達の段階に応じた主体性や行動力、創造力を身に付けさせる教育を推進します。

### (2) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

- いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応を目指した組織的・計画的な取組を充実させるとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携を図り、生徒指導体制、相談体制を充実させます。
- 教育支援センターの設立を目指し、不登校児童生徒の心のケアや学校復帰を支援するとともに、オンライン授業の活用等により不登校児童生徒の学ぶ機会の確保に努めます。

### (3) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

- 生涯にわたる心身の健康に必要な力を身に付けさせるため、体系的な保健教育の充実に取り組みます。
- 家庭・地域との連携やICTの活用等により、子どもがスポーツに親しむ機会の拡大を図ります。
- 中学校における部活動は、学校の働き方改革を踏まえ、休日における指導を地域に移行する等、生徒のスポーツ・文化活動を実施できる環境等について検討します。
- 大学等と連携し、学校健診情報を提供・分析して健康保持増進や健康教育に活用します。

### (4) 食育の推進

- 市の食育推進プランに基づき、望ましい食習慣の定着や自立に向けた食生活の基礎づくりに努めます。
- 地場産品を活用した学校給食の充実を図り、安全で安心な給食を提供します。

## 基本方向3 障がいのある子どもへのきめ細やかな教育の推進

### (1) 特別支援教育の充実と発展

- 「障害者の権利に関する条約」を受けて、教育について障がいのある児童生徒の権利をあらゆる場面で保証します。人権及び多様性を尊重し、障がいを理由として教育制度から排除されることなく、個人の生活する地域において教育の機会が与えられるようにします。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場の一層の充実と環境整備を行います。
- インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学びあう環境を整え、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応した、個々に必要な合理的配慮がなされるよう努めます。

## (2) 特別支援教育のサポート体制の充実

- 関係機関や特別支援教育コーディネーター等との連携を強化し、相談・支援体制を充実させるとともに、早期支援のため、就学前の段階から就学相談等で様々な情報提供を行います。また、様々な事業等を活用した研修機会の設定や学習支援等、特別支援教育の推進に係るサポート体制の充実に努めます。

## 基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

### (1) 教育政策推進のための基盤整備

- 児童生徒の減少、社会構造の急速な変化に対応した学校の適正配置のために、義務教育学校の設置検討を含め、再編・統廃合等を検討します。
- ICT利活用に向けた教育環境の計画的な整備を推進します。

### (2) 危機管理体制の強化と防災教育の推進

- 不審者侵入や地震災害等に対応した児童生徒の安全確保と個人情報管理等の危機管理体制の強化を図ります。
- 「しろいし安心メール」を活用し、児童生徒の安全や安心に努めます。
- 東日本大震災、令和元年東日本台風を教訓とした防災計画・防災教育の充実と強化を行います。
- GIGAスクール構想の推進に伴い学校コンピューター管理基準の徹底及び個人情報の管理に努めます。

### (3) 学校施設設備の適切な管理と整備

- 市内公共施設を有効に活用し、児童生徒の教育活動の充実に努めます。
- 児童生徒が安全に使用できるよう、施設設備の整備を図ります。
- 学校給食センターでは、安全で安心な給食提供に努めるとともに、全アレルギーに個別対応した給食を提供します。
- 太陽光発電やLED等の環境負荷の軽減に配慮した施設設備の適正な管理を図ります。
- 東日本大震災、令和元年東日本台風を教訓とした施設設備の安全点検を強化します。

### (4) 図書館の有効活用と資料の充実

- 郷土資料・行政資料の収集に努め、調査研究等に役立てます。
- 学校図書館と連携を深め、図書館サービスの効果的な活用を推進します。
- 「第三次白石市子ども読書活動推進計画」を実践します。

## 基本方向5 生涯にわたって成長するための学習・スポーツの支援

### (1) 社会教育の推進

- 社会教育は、個人の自己実現にむけた学習を支援しつつ、それを地域の発展につなげていく役割も担っています。そのため、公民館等の社会教育施設と地域の各種団体・サークルや市役所各課等との連携を一層強化して、各個人が自己実現の場として地域等と関係を持つ機会をコーディネートする機能を高めます。
- 地域住民による学習サークルづくりや、既存の各種団体の活性化を支援することで、これからの人口減少や少子高齢化のなかでも、地域が話し合いと学び合いを重ねながらより良い地域を目指すことができる力の向上を目指します。
- 新型コロナウイルス感染症によって、対面で集うことや学び合うことが困難な状況であっても、誰もが、繋がり、学ぶことができるよう、リモートでつながる機会や、そのためのスキルを学ぶ機会づくり等、社会の変化や社会情勢に対応した学習の機会の創造を支援していきます。

### (2) 地区公民館への支援

- 公民館は、市民がいつでも誰でも気軽に集い、学ぶことができる学習施設です。現在は指定管理者制度により地域主導で運営されている公民館が、市民の生涯を通して成長していきたいという思いに応えられる施設となるよう、運営組織を支援します。
- 市民が人生の様々な場面で抱く思い、抱える不安や課題に対し、同じ悩みをもつ仲間を見つけ、解決に向けた共同の学習へと導けるような力を身に付けるため、地区公民館職員が専門スキルを高められる機会を拡充します。併せて、公民館事業運営への指導・助言を行う市職員の専門スキルを高める機会を拡充します。
- 公民館事業は地域の実情に応じた事業展開が求められるため、地域の強みを生かすことを尊重し、各地区が、地域の特色を生かした事業の展開に取り組めるよう、支援します。

### (3) 生涯スポーツや地域スポーツの推進と基盤づくり

- スポーツ推進委員と連携し、社会体育施設や学校開放による施設の有効活用を図るほか、地域に根ざしたコミュニティスポーツの積極的な推進と支援を進め、市民の健康増進と体力・運動能力の向上を図ります。
- スポーツ関連体系と環境の整備・充実を図りながら、総合型地域スポーツクラブの創設に向け具体的に検討を進めます。
- 各種イベント・教室等を開催し、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽に楽しめるライフステージに応じた生涯スポーツ等各種スポーツの普及に努め、「市民総スポーツ社会」の実現を目指します。
- 体育協会を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成に努め、スポーツ人口の拡大を図ります。

## 基本方向6 地域みんなで未来を担う子どもを育む

### (1) 地域学校協働活動の推進

- 公民館等を中心とした社会教育の推進によって育まれる地域の学習文化、自治の力を基盤に、地域学校協働本部が中心になり、学校支援、放課後子ども教室の実施、地域活動の実施、家庭教育の支援をより充実したものにし、未来を担う子どもたちの成長や学習を、地域ぐるみで応援し、支援していく機運を醸成します。
- 学校運営や、学校での学習内容を支援するため、地域からの参画への理解促進を図り、家庭・地域・学校が一丸となった取り組みに繋げていきます。

### (2) 青少年活動の推進

- 青少年を対象とした講座等の充実や、ジュニア・リーダーの育成・活用により、世代間交流活動や地域活動へ参加する機会を作り、多くの人との出会いや、白石の歴史や自然や文化に触れることで、ふるさと「白石」への誇りと愛着を感じられる機会を拡充します。
- 公民館、各種団体等を中心とし、地域ぐるみで地域の子どもたちを育む活動を支援します。

## 基本方向7 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

### (1) 歴史遺産・伝統文化の活用推進

- 歴史遺産・伝統文化を活用し、地域の文化について学んだり体験したりできる機会・環境を提供することにより、地域の個性や成り立ちを理解し、固有の文化を将来にわたって継承していけるよう努めます。
- 歴史遺産や伝統文化を通して地域への愛着を醸成し、郷土を愛する心や誇りを育みます。

### (2) 歴史遺産・伝統文化に関わる多様な担い手との協力体制の構築

- 歴史遺産・伝統文化は地域の有力な資源であるという観点から、これらの継承を所有者や保持者のみに委ねるのではなく、歴史遺産等の価値を共有する多様な担い手との連携と協力体制の構築を図ります。

### (3) 歴史遺産・伝統文化の保護・活用体制の充実

- 歴史遺産・伝統文化の保護・活用にあたっては、基礎調査や記録化が基盤になることから、これらの実施体制の充実を図ります。
- 文化財関連団体や、歴史遺産等の価値を発信できる人材の育成に努めます。